

令和8年度 大津市の公共工事等入札契約制度

入札契約方式		対象工事等
一般競争入札		①10億円以上の工事 ※参加資格要件は建設工事契約審査委員会で決定する ②内容に特殊性があり、指名競争入札に抛りがたい工事（委託） ※特殊性は、その工事（委託）の内容、技術、規模（金額）等を考慮し決定する ③1000万円以上の建築士事務所発注の委託 ※本市の指名願に建築士事務所を希望業種としている者を対象 ④その他、建設工事契約審査委員会で決定する工事（委託）
指名競争入札	受注希望型指名競争入札	①10億円未満の発注基準で定める工事 ※大規模工事に該当する場合は、大規模工事発注基準による ②1000万円未満の建築士事務所発注の委託
	指名競争入札 （従来型）	①10億円未満の発注基準を定めていない工事 ②100万円を超える委託 ③その他、建設工事契約審査委員会で決定する工事（委託）
随意契約		①小額工事（委託）〔大津市契約規則第18条〕 ※施工にあたっては大津市小額工事（委託）随意契約ガイドラインを遵守すること ②地方自治法施行令第167条の2に該当する工事（委託）
その他		その他の入札・契約方法については、その工事の内容等により建設工事契約審査委員会において決定する。 一部、総合評価方式による入札を試行する。 落札者の決定については、最低制限価格または低入札価格調査制度により行う。